

道路空間再編事業補助金交付要綱

制定 令和8年3月23日

7都市基街第604号

(目的)

第1条 この要綱は、都内の区市が実施する道路空間再編事業に要する経費に対して、東京都が交付する補助金の補助対象、補助率その他必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 道路空間再編事業

回遊性や滞在の快適性の向上などの多様化するニーズ、次世代モビリティの社会実装といった技術革新などに応じて、道路空間の再配分や幅員構成の見直しを行うことで、歩行空間を拡充し、地域にゆとりやにぎわい等の新たな付加価値を生み出す事業

(2) リーディング路線

「東京における都市計画道路の整備方針」（令和8年3月30日）（以下「整備方針」という。）に位置付けられた、道路空間再編の先導的なモデルケースとなるような道路であり、令和23年3月31日までに工事着手を目指す路線

(3) 工事着手

道路空間の再配分や幅員構成の見直しに向けた工事について、請負者と契約し、工事着手届が提出された日をもって工事着手とする。ただし、占有者による占有物件の移設工事等は除く。

(補助対象者)

第3条 この要綱の補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、補助対象事業を行う区市とする。

(補助対象事業)

第4条 この要綱の補助金の補助対象事業は、リーディング路線において区市が調査・検討又は整備を実施する道路空間再編事業とする。ただし、都が別に行う補助事業（「市町村都市計画事業に対する都費補助」等）において補助金を受ける場合を除く。

(補助対象事業費、補助率及び補助金額)

第5条 この要綱の補助金の補助対象事業費は、前条に掲げる事業に要する経費から国庫交付金等の特定財源を控除した額に、補助率を乗じた額とする。

2 補助率は、補助対象事業費の2分の1とする。

3 補助金額の限度額は、リーディング路線1路線当たり2億5千万円とし、都の予算の範囲内とする。

(都の支援)

第6条 東京都が支援する道路空間再編事業の内容及び補助対象経費は、次の表に掲げるものとする。

表

道路空間再編事業		内容及び補助対象経費
	調査・検討	A まちづくり計画の作成 道路空間再編事業と関連した地域のまちづくり計画の策定に要する費用 B 測量、調査及び設計 測量調査、交通量調査、道路設計等に要する費用 C コーディネート 道路空間の利用ニーズの把握、地域住民の意見聴取、合意形成等に要する費用 D 地域の交通対策の検討 沿道の駐車対策や荷さばき対策等の地域の交通対策等の検討に要する費用 E 社会実験 社会実験に要する費用
	整備	工事に要する費用

(交付申請)

第7条 区市が補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式に、次に掲げる書類を添えて、知事に申請するものとする。

- (1) 工事設計書
- (2) その他知事が求める書類

(交付決定及び通知)

第8条 東京都は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、申請書類を審査の上、整備方針における道路空間の再編の取組内容（自動車交通流が隣接する都市計画道路に分散することによる歩行者優先化を含む。）に合致するなど、補助金を交付すべきと認めるものについては、速やかに補助金の交付を決定し、別記第2号様式により区市に通知するものとする。

2 東京都は、前項に規定する補助金の交付決定に当たり、必要な条件を付することができる。

(指導、監督等)

第9条 東京都は、区市に対し当該事業の適正な執行を図るため、状況の報告又は資料の提出を求め、必要な助言又は支援を行うことができる。

(経費の配分及び内容の変更)

第10条 区市は、補助金の交付決定の通知を受けた後、補助対象事業に要する経費の配分又は補助対象事業の内容を変更しようとするときは、別記第3号様式又は別記第4号様式により知事の承認を受けなければ

ばならない。ただし、軽微な変更である次に掲げるものについては、この限りでない。

- (1) 工種別の金額の3割（当該工種別の金額の3割に相当する額が900万円以下であるときは900万円）以内の変更かつ、3,000万円以内の変更となるもの（補助金の額に変更を生じないものに限る。）。

（承認及び通知）

第11条 東京都は、前条の規定による経費の配分及び内容の変更の申請があったときは、申請書類を審査の上、変更すべきものと認めたものについては、速やかに内容変更の承認及び補助金の変更を決定し、別記第5号様式により区市に通知するものとする。

（実績報告）

第12条 区市は、補助対象事業が完了したとき又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、年度内に別記第6号様式を提出しなければならない。

（補助金額の確定）

第13条 東京都は、前条の規定による実績報告を受けた場合においては、実績報告書、必要に応じて行う現地調査等によりその報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに別記第7号様式により区市に通知するものとする。

（補助金の交付）

第14条 この補助金は、補助対象事業の完了後に交付する。ただし、会計年度終了のときまでに完了しない場合には、会計年度終了のときまでに完了した部分に応じた額を交付するものとする。

（補助金の請求）

第15条 区市は、交付決定を受けた補助金を請求するときは、別記第8号様式により請求するものとする。

（その他）

第16条 この要綱に定めるほか、この補助金交付に必要な事項については、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）の定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。